

令和3年9月15日

3各介第203号  
令和3年9月15日

市内介護サービス事業所・施設 設置者 様

各務原市健康福祉部長

#### 第5波における高齢者施設等における感染防止対策の再強化について

平素より、市の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国的にこれまでに経験したことのない「第5波」の感染拡大となっており、岐阜県内及び市内でも介護事業所での感染が日々確認されています。各事業所・施設におかれましては、下記にご留意いただき、感染防止対策の再強化をお願いいたします。

#### 記

#### 1 感染拡大防止には、平時からの備えが重要です。ワクチン接種後も油断なく感染防止対策の徹底をお願いします。

- ・ワクチン接種済の方でも感染する事例が発生しています。ワクチンを接種した場合でも、決して油断せず、職員、利用者、施設での感染防止対策の継続をお願いします。

#### 2 職員・利用者の体調管理、状況確認の再徹底をお願いします。

- ・各施設のコロナガードにより、すべての関係職員とその家族等（直接雇用の職員のほか、派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など）及び利用者について、体調確認、施設に対する感染の可能性や体調不良時の報告、感染の疑いや体調不良の場合の出勤・利用停止の徹底をお願いします。

#### 3 感染症に係る在宅の要介護(支援)者に対するサービス継続をお願いします。

- ・感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該

当しないことから、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスが継続的に提供されるようお願いいたします。

#### 4 感染発生時(感染の疑い発生時を含む)には岐阜県・市へ速やかに報告してください。

- ・速やかな事業所の支援や対策の検討のため、感染発生時（感染の疑い発生時を含む）には、事業所を所管する岐阜地域福祉事務所・市への報告を速やかにお願いします。
- ・なお、県所管の事業所であっても、必ず市への報告も併せてお願いします。

【報告先】	<u>岐阜地域福祉事務所 地域福祉第一係</u>	<u>各務原市介護保険課 施設指導係</u>
	電話 058-272-1930	電話 058-383-2067
	FAX 058-278-3526	FAX 058-383-6365

- ・独居高齢者の方などで、十分なケアが行われないなどの対応困難な事案が発生し、対応に苦慮されている場合には、高齢福祉課にご相談ください。

・厚生労働省では、これまでのクラスターの発生した事例を踏まえ、施設等の管理者の立場や、感染制御及び業務継続支援の立場からの経験や教訓を共有するためのウェブセミナーを実施しています。以下から、セミナーの内容を動画で閲覧可能なほか、資料も掲載していますので研修等でご活用ください。

- ①【令和 3 年 7 月 16 日開催ウェブセミナー「高齢者施設等における感染者発生時の対応～福祉と保健医療の関係者の相互理解と連携によって地域を強くする～】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00279.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00279.html)

- ②【令和 3 年 3 月 18 日開催ウェブセミナー「高齢者施設等における感染やクラスター発生時の対応」～支援と受援の経験と教訓を共有して地域ぐるみで強くなる～】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00252.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00252.html)

以上

\*\*\*\*\*

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係長 鈴木

TEL : 058-383-2067

FAX : 058-383-6365

\* \* \* \* \*